

改正

平成20年3月31日規則第39号

平成23年3月31日規則第34号

令和3年12月28日規則第71号

多治見市共催等及び賞状交付に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市以外のものが実施する講演会、講習会、展示会、普及・啓発運動その他の行事（以下「行事」という。）を共催、後援、協賛又は推薦（以下「共催等」という。）し、及び表彰状又は感謝状（別に定めるものを除く。以下「賞状」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(共催等の区分)

第2条 市が行う共催等は、次の各号に掲げる区分によるものとする。

- (1) 共催 市が主催者の一員として参加するに足り得る公益性の非常に高い行事であると認められるもの
- (2) 後援 市が趣旨に賛同し、積極的に支援する価値のある行事であると認められるもの
- (3) 協賛 行事が公益性を有し、地域の発展や市民の知識向上等に寄与すると認められるもの
- (4) 推薦 映画、観劇、図書等の趣旨、内容等について市が積極的に市民への普及を促したいと認めるもの

(賞状の交付)

第3条 市長は、行事に関し、公益上特に必要と認めるときは、賞状を交付することができる。

(承認対象)

第4条 共催等又は賞状の交付の承認を行う行事は、次の各号のいずれかに該当するものが主催するものに限るものとする。

- (1) 国及び地方公共団体
- (2) 報道機関、経済関係団体、福祉関係団体、教育関係団体その他の公共的団体
- (3) その他市長が適当と認める団体又は個人

(承認の申請)

第5条 共催等又は賞状の交付の承認を申請しようとするもの（以下「申請者」という。）は、行事の実施の開始前14日までに、共催等承認申請書（別記様式第1号）又は賞状交付承認申請書（別記様式第2号）に行事の概要を示す資料を添付し、市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 申請者は、市長の承認を受ける前に、申請に係る行事に関し、市又は市長の名称をポスター等に用いてはならない。

(承認の審査基準)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、受け付けた日から7日以内（多治見市の休日を定める条例（平成元年条例第31号）第1条に規定する市の休日を除く。）に共催等又は賞状交付の承認の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の審査に当たっては、市の信用を失墜することのないよう、行事が次の各号に該当することを確認しなければならない。

- (1) 公共性を有するものであること。
- (2) 市の行政運営上有意義なものであること。
- (3) 営利を目的としないこと。
- (4) 特定の政党その他政治団体、宗教又は宗派を支持し、支援するものでないこと。
- (5) 特定の思想を浸透させる目的を有しないこと。
- (6) 参加者等に対して過重な負担を負わせないものであること。
- (7) 行政の運営に支障を及ぼさないものであること。
- (8) 行事の開催について、安全対策等必要な措置が講じられていること。
- (9) その他承認が適当でないと認められないこと。

3 市長は、第1項の規定に基づく承認に関し、必要な条件を付することができる。

（承認の可否の通知）

第7条 市長は、前条の規定に基づき共催等又は賞状交付の承認を決定したときは、共催等承認通知書（別記様式第3号）又は賞状交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知する。

2 市長は、前条の規定に基づき、共催等又は賞状交付の承認について適当でないと認めたときは、申請者に対し理由を付し共催等不承認通知書（別記様式第5号）により通知する。

（承認の取消し）

第8条 市長は、前条の規定に基づき共催等又は賞状交付の承認を受けたものが、第4条及び第6条第2項の規定に違反して行事を実施し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定に基づき共催等又は賞状交付の承認を取り消したときは、申請者に対しその旨及び理由を文書で通知するものとする。

3 第1項の規定に基づき共催等又は賞状交付の承認の取消しにより生じた経費は、申請者の負担とする。

（行事の報告書等の提出）

第9条 第7条第1項の規定に基づき共催等又は賞状交付の承認を受けた者は、行事の終了後30日以内に行事実施報告書（別記様式第6号）又は賞状受領及び受賞者報告書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 料金を徴収し、又は市が共催した行事については、前項の報告書とともに収支決算書を提出しなければならない。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、行事に関する市の共催等及び賞状交付の承認について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第39号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第34号抄）

1 この規則は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和3年12月28日規則第71号）

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、改正前の各規則の規定による様式（以下「旧様式」という。）により現に提出されている文書は、改正後の各規則の規定による様式により提出されている文書とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する旧様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。